

農林物資規格調査会総会
議事録

農林水産省消費・安全局表示・規格課

農林物資規格調査会総会議事次第

日時：平成 23 年 9 月 2 日（金） 14:00～14:32

場所：農林水産省第 3 特別会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

（ 1 ） 会長選任

（ 2 ） その他

4 閉 会

○箴島上席表示・規格専門官 定刻となりましたので「農林物資規格調査会」を開会いたします。

本日はお忙しい中、また、台風の影響で蒸し暑い中、農林物資規格調査会に御参集いただきまして、ありがとうございます。

申し遅れましたが、私は表示・規格課で上席表示・規格専門官をしております箴島と申します。よろしく願いいたします。失礼しまして、座って説明をさせていただきます。本日、会長を御選出いただくまでの間、司会を務めさせていただきます。

本日お集まりの皆様は、8月17日付けをもちまして、農林物資規格調査会の委員に御就任いただきました。御就任後、初めての調査会でございますので、まず委員の皆様の御紹介をさせていただきたいと思っております。

次第の次に調査会の委員の名簿がございます。この名簿を使いまして、阿久澤委員から五十音順に紹介をさせていただきます。

阿久澤委員でございます。

受田委員でございます。

菅委員でございます。

仲谷委員でございます。

林委員でございます。

古谷委員でございます。

丸山委員でございます。

三善委員でございます。

椋田委員でございます。

村瀬委員でございます。

事務局でございますけれども、その次に配置図がございます。この配置図のとおりでございますので、紹介は省略をさせていただきます。

本日は、夏目委員が所用のため御欠席をされております。

野々山委員から、少し遅れるとの御連絡をいただいておりますので、議事の方は先に進めさせていただきます。

本日、総数12名の委員のうち過半数を超える委員に御出席いただいておりますので、規定によりまして、この会は成立してございます。この規定の関係につきまして、資料1をご覧ください。

第6条に「調査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」とございますが、出席委員は過半数でございますので、会議は成立しています。

なお、資料2の本調査会運営規程第6条でございますが、会議は公開となっております。傍聴希望者を公募致しましたところ、17名の応募がございました。

順番が前後して恐縮でございますが、これから資料の確認をさせていただきます。

資料は、議事次第、委員名簿、配置図。

それから、資料1、資料2、資料3、資料4。

あと委員限りということで、机の上に置かせていただいておりますが、「JAS 規格の制定・見直しの基準」を準備しております。

過不足がございましたら、事務局までよろしくお願い致します。

では、続きまして、次第「2 挨拶」に移ります。本日、当局担当の大臣官房審議官の新村が出席しておりますので、御挨拶を申し上げます。

○新村審議官 審議官の新村と申します。よろしくお願い致します。

このたびは、委員の皆様方におかれましては、農林物資規格調査会の委員をお引き受けいただきますとともに、本日は御多用のところを御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

JAS 規格については、定期的に見直しをしております、必要があるときには改正を行う仕組みになっているところがございます。皆様方が委員に御就任いただきました、この調査会でございますが、個々の JAS 規格の見直し等につきまして、御審議いただく場となっております。今後、調査会におきまして、皆様方の学識経験を踏まえました御意見を JAS 規格の見直しに生かしてまいりたいと考えております。

本日の調査会につきましては、委員任命後初めての会議でございますので、会長の選任等を行っていただくことになっておりますので、よろしくお願い致します。個々の JAS 規格の審議は次回の調査会からお願いする予定になっておりますけれども、よりよい JAS 規格になりますように御議論をいただきたいと考えております。

最後に、委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますけれども、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○箴島上席表示・規格専門官 それでは、次第に戻りまして「3 議題」の「(1) 会長選任」に移ります。本調査会の会長を規定に基づきまして、お決めいただきますが、規定がどのようなものと申しますと、資料1の第4条に「調査会に会長を置き、委員の互選により選任する」という規定がございます。この規定に基づきまして、皆様の互選により会長をお決めいただきたいと思いますと思いますが、どなたか御推薦いただけませんか。

○受田委員 有識者のお立場と継続の委員ということで、阿久澤委員を会長に推薦申し上げたいと存じます。よろしくお願い致します。

○箴島上席表示・規格専門官 今、受田委員から阿久澤委員を御推薦いただいたわけでございますけれども、皆様いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○箴島上席表示・規格専門官 異議なしという御意見をいただきましたので、阿久澤委員が会長に選出されました。

では、阿久澤委員は会長席の方にお移りいただきまして、これからの進行をよろしくお願い致します。

(阿久澤委員、会長席へ移動)

○阿久澤会長 JAS 調査会の会長を務めさせていただくことになりました、阿久澤でございます。

微力ではございますが、精一杯務めさせていただきますので、皆様の方からも是非お力添えをいただければと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、次に会長代理の指名を行わせていただきます。先ほどからご覧いただいております資料1の農林物資規格調査会令第4条第3項の規定に基づきまして、会長がその代理を指名することになっておりますので、受田委員にお願いしたいと思います。

○受田委員 微力ですけれども、精一杯、会長を補佐させていただきます。よろしくお願い致します。

○阿久澤会長 引き続きまして、本日の総会の議事録署名人の指名を行います。資料2の農林物資規格調査会運営規程第7条の規定によりまして、会長が議事録署名人を指名することになっておりますので、名簿の順に受田委員と菅委員にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

なお、署名人と会長が確認した議事録に関しましては、御発言された委員の氏名を含めて、後日、農水省のホームページで公表することになっておりますので、御承知おきください。よろしくお願い致します。

それでは、議題(1)は終わりました、「(2)その他」につきまして、事務局の方から御説明をお願い致します。

○箴島上席表示・規格専門官 それでは、「(2)その他」としまして、事務局の方から2件御説明をさせていただきます。

まずは、報告事項となります。8月30日付けで、日本農林規格の制定等に関する計画を作成し、農林水産省のホームページに公表致しました。この計画は、昨年改正されましたJAS法施行規則第1条に基づくものですので、資料3と資料4を用いて説明致します。

今回、委員に御就任いただきまして初めてでございますので、簡単に現在のJAS規格の制定や見直しがどう行われているかを説明させていただきます。

食品の場合で例示をさせていただきますと、品質や生産、取引、使用や消費の現況、あるいは将来の見通しについて、まず調査を行い、その調査を踏まえる形で、見直しの案あるいは制定の案を作成します。

案をつくる際には、利害関係の方々、つまり、事業者や消費者の御意見をお聞きして、それを調整して案をつくり、さらに法律的な観点から修正等を行い、パブコメを実施して、調査会で審議をいただいております。

簡単に申しますと、①調査の実施、②原案の作成、パブリックコメントの実施、④調査会で審議いただくという4つの流れを経て、制定あるいは見直し等がなされている状況でございます。

この制定等に関する計画は、その流れに基づいて、スケジュール等を定めていますが、

資料4等を使って、もう少し説明を致します。

資料4の2枚目に施行規則の抜粋があります。第1条に日本農林規格の制定等に関する計画が規定されています。中身としましては、制定に関する計画と、確認、改正及び廃止、これを確認等と呼んでおりますが、確認等に関する計画を作成するということが定められています。

この確認と申しますのは、検討の結果、改正や廃止は必要なく、規格として現在も適正であることを意味するものです。第1条の第3項を見ていただきますと、この計画を作成したときは、遅滞なく、インターネットなどを使いまして、これを公表する必要があります。

第1条には、JAS法の7条や9条が出てまいりますので、説明致します。1ページに抜粋として7条、9条、10条がございます。

第7条では、どういうときに日本農林規格を制定するのかが定められています。説明致しますと、第5項の真ん中くらいですが、その規格を制定しようとするときは、あらかじめ審議会等の議決を経なければならないとあります。この審議会等ですが、一番下でございますが、JAS法の施行令第2条で、農林物資規格調査会であることが定められています。

第9条には、確認や改正あるいは廃止のときにも、この7条の規定を準用することが定められています。

第10条ですが、JAS規格は5年ごとにこれを見直し、必要であれば、改正や廃止という手続を踏むことが、明記されています。

2枚目の施行規則に戻ってください。第1条のアンダーラインのところでは、制定する場合あるいは確認等をする場合に、計画をつくることが規定されています。

第2項ですが、計画にはどういうことを記載するのかが具体的に規定されています。

「一 日本農林規格の制定に関する事項」については、イ～ホを定めること。

「二 日本農林規格の確認等に関する事項」としましては、イ～ホを定めることです。

二号の確認等に関する事項について、少しだけ説明しますと、まずイでは、確認等を行うとする日本農林規格の名称を記載すること。ロでは、この調査に関する事項を記載すること。ハでは、原案の作成に関する事項を記載すること。ニでは、パブリックコメントの手続に関する事項を記載すること。ホでは、調査会での審議に関する事項を記載することが規定されています。

これを踏まえまして、資料3ですが、まず、タイトルは施行規則第1条を踏まえ、「日本農林規格の制定等に関する計画」となっています。

左上に括弧書きですが、「日本農林規格の確認等に関する事項」となっています。先ほど、制定に関する事項と確認等に関する事項等について、計画を作っていくということを説明致しました。

なぜ確認等に関する事項かということの説明しますと、一番下の（注）1で、平成23年度には制定しようとする規格の予定がないために、制定に関する事項は定めていないた

めです。

表の一番上の欄の説明をします。左から「確認等をしようとする日本農林規格の名称」。先ほどの施行規則第1条第2項二号のイでございます。平成23年度中に規格に関しまして、何らかの確認等に関する行為を行う必要がある規格を記載しています。

これ以降は見直し等の大きな流れに沿って、一番上の欄の左から2番目は調査について。その次は原案の作成について。そして、パブリックコメントや総会の審議について記載しています。

もう少し詳しく説明しますと、2番目の調査に関する事項としては、調査開始時期と実施者を示しています。また、原案の作成に関する事項として、開始時期と実施者について、特に実施者の事務局がわかっている場合は、その事務局について記載しています。

右から2番目は、パブリックコメントの実施予定時期を、そして、農林物資規格調査会の開始時期を記載しています。スケジュールにつきましては、できる限り詳しく情報として提供するとの観点から、月単位で記載していますが、ちょっとでも予定がずれてしまうと、月が一月変わってしまうことも有り得ますので、(注)4で、諸事情により変更される可能性があることをお示ししています。

計画を定め、これを公表することによって、どういうメリットがあるかと申しますと何時頃パブリックコメントをかけ、何時頃農林物資規格調査会で審議いただくのかのスケジュールが分かってまいります。

これが分かりますと、消費者の方々あるいは事業者の方々が、農水省で検討をしているならばということで、議論いただくことが可能となります。これにより意見がまとまると、パブリックコメントに対して提出することが可能となります。つまり手続の透明化が図られる点と併せて2つの点でメリットがあるものと考えています。

1件目の説明は以上でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局の方から、日本農林規格の制定等に関する計画などについての報告がございました。何か御質問、御意見がございましたらお願い致します。いかがでしょうか。

それでは、次をお願い致します。

○箴島上席表示・規格専門官 次の説明の前に、野々山委員がお見えでございますので、御紹介だけさせていただきます。

野々山委員でございます。

○野々山委員 よろしく申し上げます。

○箴島上席表示・規格専門官 続きまして、2件目の説明をさせていただきたいと思えます。

2件目につきましては、委員の方々の机上に配付していますが、「JAS 規格の制定・見直しの基準」についてでございます。上2行目を読み上げますと、「本調査会が JAS 規格の制定、または見直しについて審議するに当たってのガイドラインであり、本調査会がそ

の内部規定として定める」となっています。日付けですが、平成 17 年 8 月に決定いただき、平成 21 年 8 月 28 日に修正がなされています。

この見直しの基準ですが、具体的に規格の見直しを御審議いただく際に、本基準を踏まえていただきますので、次回の総会以降、説明をさせていただきますが、簡単にご説明致します。

「Ⅰ JAS 規格の制定・見直しの基準」、「Ⅱ その他」という構成となっています。Ⅰの「1 規格の性格の明確化」の「(1) 特色規格」では、特色規格とはどのようなものかが記載されています。「(2) 標準規格」も同様にア、イ、ウで定められています。その上で、特色規格か標準規格の性格を明確にして検討を行うことがここに記載されています。

標準規格、特色規格というのは、この基準全体を貫く概念です。例えば、次のページの「3 規格見直しの基準」の(1)として、『特色規格』又は『標準規格』と位置付けることができない規格は廃止を検討する」ということが書かれています。

また、(2)では、改正を検討する場合は、特色規格か標準規格のどちらかに位置付けをされることを前提として議論を行うことも書かれています。

さらに、「2 規格の制定の基準」のアでは、強い御要望があり、特色規格または標準規格のいずれかに該当する場合には、制定を検討することが記載されているところです。

この JAS 規格の制定・見直しの基準について、少しだけ経緯等を説明しますと、御存知のように、JAS 規格は昭和 25 年に制定された法律で、飲食料品の品質が全体的に低かった時代には、国が加工食品の成分などについて、きめ細やかに任意規格を定めるということでは大きな役割を果たしてきたと考えています。

しかしながら、JAS 規格を取り巻く情勢は、販売競争の激化や製品管理技術の高度化、消費者ニーズの多様化など大きく変化しており、事業者の方々の御努力により、消費者の志向に対応した多種多様な製品が生産、販売されるようになってきました。

このようなこともあり、平成 15 年～16 年にかけて、JAS 制度のあり方検討会を設け、JAS 制度の在り方について御議論をいただきました。その御議論を踏まえ、また、近年におけます JAS 規格を取り巻く情勢を踏まえて、JAS 規格については、規格の役割及びコンセプトを明確にする観点から今後の運営を図っていくこととし、この具体的な基準として、今、説明をさせていただきました JAS 規格の制定・見直しの基準が定められたところでございます。

しかしながら、その後も状況が変化しておりますので、この基準につきまして、JAS 制度の在り方検討会でとりまとめられました JAS 規格の考え方を基本とし、また、その後の状況の変化を踏まえ、本調査会において、この改正について御議論をいただくようにしたいと考えているところでございますので、よろしくお願い致します。

2 件目は以上でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの御説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

うか。

○古谷委員 私が勉強不足で知らないのだと思うのですが、JAS規格の制定・見直しの基準は内部規定として定めると書いてあるのですが、これは公にはなっていないということでしょうか。

○箴島上席表示・規格専門官 各規格の御審議の際に、資料として添付していますが、これはホームページを通じて公表しています。

○阿久澤会長 そのほか、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そういったしますと、今、事務局から御説明いただいたお話は、JAS規格の制定・見直しの基準の改正について、議論をお願いしたいという趣旨のことだったかと思えます。そのことから、効率的な審議を今後行うためにも、次回総会までは事務局から各委員に基準の改正について議論をする際の参考となる資料を送っていただきまして、委員からコメントをもらっていただければと思っております。よろしくお願い致します。

また、委員の皆様には、是非それに対してコメントを何でも結構ですので、御提出をいただければと思っておりますので、よろしくお願い致します。

以上で、本日全ての議題が終了致しました。円滑な議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。進行を事務局にお返し致します。

○箴島上席表示・規格専門官 どうもありがとうございました。

今後の調査会の日程につきましては、後日、事務局より調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

これから皆様はお忙しい時期にかかってくると承知しておりますので、できるだけ早め早めに調整の方をさせていただきます。

以上をもちまして、農林物資規格調査会総会を閉会致します。どうもありがとうございました。